

## 株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号  
日本和装ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 吉 田 重 久

### 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前11時  
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。なお、受付開始時刻は午前10時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
日本橋室町野村ビル YUITO 6階  
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール  

本総会は、開催場所が昨年と異なります。ご注意ください。

  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第32期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第32期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）  
計算書類報告の件

決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項等  
「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（45頁から46頁）  
をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wasou.com/profile/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

きもの市場規模は縮小基調が続いているといわれておりますが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控え、和装文化への関心が高まっていることや、観光客を中心にレンタルの需要が伸びていることなどもあり、今や和装は、“着て”楽しむことを前提にした「ファッション」の選択肢のひとつとして定着しつつあります。

このような業界環境の中、当連結会計年度における当社グループの事業は次のとおり経過しました。

当社グループでは当連結会計年度の取り組みとして、(1) グループ全体で利益を生み出す体制の構築、(2) より消費者のニーズを反映した教室の企画、(3) 経費の適正化による効率的な経営の実現、を目指して、グループ丸となつての営業活動を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,246百万円(前期比8.4%増)、営業利益498百万円(前期比53.9%増)、経常利益443百万円(前期比77.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益281百万円(前期比61.3%増)と増収増益になりました。

当社グループでは、春と秋の年2回、着付け教室の新規受講者を募集しておりますが、当連結会計年度より教室名を「新・きもの着付け教室/受講料無料」と変更し、カリキュラムを全15回から6回に短縮いたしました。「早くて、きれいで、カンタンに」「お出かけまで15分」というPRメッセージで、当社の手早く着られる着付け技術を、短期間で手軽に習得できることを強く打ち出したところ、大変なご好評をいただきました。新規受講者数は春が7,000人(前期比1.5倍)、秋が5,000人(前期比1.3倍)を超え、多くの教室を開講することができました。これに伴い、教室に付随する販売仲介機会が増加、大幅な増収増益につながりました。一方、既存顧客向けのイベントやツアーにおいて、お客様満足度の向上を目指す企画の実施に注力したこ

とも増収の要因となりました。京都に強力なコネクションを持つ地元メーカーとコラボレーションした産地ツアー「世界遺産ツアー」や、よりショー的要素を高め、出場者の高揚感と美意識の拡大につとめた大型ファッションショー「ブリリアンツ全国大会」等がご好評をいただき、付随する販売会での売り上げも好調に推移しました。

連結子会社につきましては、ニチクレ株式会社（旧会社名日本和装クレジット株式会社）が連結業績の向上に寄与しました。これは当連結会計年度において、当社グループでは販売仲介機会における自社クレジットの取り扱いを強化したことから、当社顧客向けのショッピングローンの取引高が増加し、他信販会社への支払手数料が減少したこと等によるものです。また、和装業界初となるきものに特化した修繕サービス「きもの安心保証」の取り扱いを8月より開始。お申し込み数も堅調に伸びてきており、さらなる販売促進を図っております。株式会社はかた匠工芸（博多織の製造販売業）では、販売仲介機会の増加により、当連結会計年度は過去最高の売上高となりました。オリジナルの自社博多織製品のほか、他産地の伝統的工芸品指定の和装品を多く取り揃えることで、催事での販売力強化につながりました。また、オープン5年目を迎える「男きもの専門店SAMURAI」では、固定のお客が増えてきたことから、当連結会計年度には初めて、店舗以外での催事を実施する等、新たな試みにも挑戦し、新規顧客獲得のための「男きもの着付け教室」も継続して開催しております。

海外子会社においては、ベトナムでの縫製事業につきましては、引き続き安定した事業を継続しております。一方で、赤字が続き不採算事業となっていたNIHONWASOU USA,INC.（米国でのきもの関連事業）、NIHONWASOU FRANCE SAS（仏国でのきもの関連事業）、Nihonwasou(Thailand)Co.,Ltd.（タイ国でのきもの関連事業）の3社を当連結会計年度末で閉鎖いたしました。今後とも、需給のバランスを鑑みながら各事業展開を進めてまいりたいと考えております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は75百万円であります。

その主なものは、当社グループ本部（東京都）の新設、当社京都局（京都府）の移転、ニチクレ株式会社の割賦システム構築であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社連結子会社であるニチクレ株式会社は、ショッピングローン事業の運転資金の確保を目的に、以下の資金調達を行いました。

- a. 平成29年3月に、株式会社三菱東京UFJ銀行より、長期借入金として、8億円の資金調達を行いました。
- b. 平成29年9月に、株式会社りそな銀行と5億円の相対型コミットメントライン契約を締結しております。
- c. 平成29年9月に、株式会社りそな銀行及び株式会社東京都民銀行より、長期借入金として、それぞれ5億円の資金調達を行いました。

### (2) 財産及び損益の状況

区 分	第29期 (平成26年12月期)	第30期 (平成27年12月期)	第31期 (平成28年12月期)	第32期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売 上 高(千円)	5,776,497	4,978,997	4,841,605	5,246,474
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△401,300	160,882	250,262	443,955
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△503,446	71,303	174,263	281,101
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△55.93	7.92	19.36	31.23
総 資 産(千円)	7,735,703	6,310,471	6,340,642	7,645,081
純 資 産(千円)	2,212,901	2,245,385	2,386,312	2,603,724
1株当たり純資産額(円)	245.19	248.47	264.04	287.96

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社はかた匠工芸	百万円 108	77.2%	織物の製造及び販売
ニチクレ株式会社	100	100.0	割賦販売斡旋業、金銭貸付業
Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社	50	100.0	海外子会社株式の保有及び経営 管理

(注) 日本和装クレジット株式会社は、平成29年1月1日付で商号をニチクレ株式会社に変更いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 顧客満足度の向上

当社グループのビジネスモデルは「教えて、伝えて、流通を促す」ことであります。着付けに興味を持って当社着付け教室の門をくぐった新規受講者が、将来にわたって長くお付き合いをさせていただく和装ファンになるためには、個々のお客様に応じた「感動体験」や「付加価値」の提供が不可欠であると考えております。従業員、講師、加盟店が一体となった接客サービスの向上を目指し、お客様のきものライフをもっと楽しい、もっと充実したものにしていけるための企画・運営を進めてまいります。

##### ② コスト管理の徹底

当社グループでは、過年度よりコスト管理の徹底を意識した運営に注力しており、当連結会計年度は、新規受講者募集時における広告宣伝の運用の見直しや、教室・販売イベントごとの綿密な経費管理を実施した結果、収益力を強化することができました。今後とも、より筋肉質な経営体制を目指して、コスト管理を徹底してまいります。

##### ③ 企業認知度の向上

社会的な認知や信用力を高めることで、お客様からの当社グループへの信用・愛着度の向上、ひいては従業員が当社で働くことへの意義や喜びを引き出すことにつながると考えております。今後とも広報活動に力を入れるとともに、企業価値を高めるため、和装を通じて社会へ貢献していく活動にも取り組んでいきたいと考えております。

##### ④ 男きもの市場の醸成

当連結会計年度、当社グループが平成26年から出店している「男きもの専門店SAMURAI」では累計来店者数1万名を突破しました。固定ファンの増加とともに、「男きもの」というジャンルの存在感も徐々に現れ始めています。今後、市場をさらに活性化させていくためにも、男性がきものを着るシチュエーションを積極的に提案し、人の目に触れる機会を増やすとともに、営業活動を強化してまいります。

##### ⑤ 子会社の発展

当社グループでは、グループ全体の発展を目指し、子会社それぞれが自立した経営力をつけられるよう取り組んでおります。当連結会計年度、当社連結子会社のニチフレ株式会社では、日本和装事業とは別の分野における新規加盟店との割賦販売斡旋事業に着手。また、保険商品である「きもの安心保証」の取り扱いを開始いたしました。今後とも新規開拓を進め、利益の向上に努めてまいります。当社連結子会社である株式会社はかた匠工芸には、自社に博多織の伝統工芸士が複数人所属しております。この強みを生かしながら博多織の魅力を発信し、販売力の強化を図るとともに、工場の生産性の改善に努めることで高収益体質を目指してまいります。

⑥ きもの文化に対する機運の捕捉

当連結会計年度、経済産業省の和装振興協議会が、手形や延べ払いなど旧態然とした和装業界の慣行を見直し、消費者にわかりやすい価格やサービスを提供すること、産地・生産者を守るための流通の仕組みづくりなどを促す指針を示しました。また、業界団体が制定した「きものの日」（11月15日）にきもの着用を呼びかける運動も沸き起こっており、東京オリンピック・パラリンピック開催を2年後に控え、和装文化への関心の高まりが期待されます。当社グループでは、和装文化が生き生きと根付いた社会を実現していくため、“きもの百年を考え、きもの百年を共に創る”という思いを込めて、これからの事業展開のスローガンに『きもの百年の大計』を掲げることにいたしました。今後とも、和装文化の伝承・継続のための取り組みに積極的に関わることで、企業認知度の向上・業績拡大を目指してまいります。

⑦ 和装のユネスコ世界無形文化遺産登録

当社グループでは、特定非営利活動法人「和装を世界遺産にするための全国会議」と連動し、和装をユネスコ無形文化遺産へ登録することを目指した活動を展開しております。きものを自分で着られる人を増やすことで和装文化への関心喚起を図る「きものを着られる人10万人登録キャンペーン」や賛同の署名活動、行政への働きかけ等を通じて、世界遺産への早期登録を目指す取り組みを進めてまいります。

⑧ コーポレートガバナンス体制の強化

当社のみならず子会社を含めた企業グループとして相応しいコーポレートガバナンス体制のあり方を追求していく所存です。引き続き社外役員の活用により経営の透明性、客観性を高めるべく努力を行ってまいります。

**(5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)**

当社グループは主として次の事業を行っております。

- ① 和服及び和装品の販売促進の企画並びに販売代理業
- ② 和服及び和装品の売買契約の仲介業務
- ③ 着物の仕立て、縫製、クリーニング業
- ④ 和装、縫製の教育指導
- ⑤ 織物の製造及び販売業
- ⑥ 割賦販売法に基づく割賦販売業及び割賦販売斡旋業務
- ⑦ 通信販売業務
- ⑧ 和服縫製に関する生産管理コンサルティング
- ⑨ 和服を利用した家具等の企画デザイン及び生産管理コンサルティング

**(6) 主要な事業所 (平成29年12月31日現在)**

当社本社 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

事業所 当社 16局

東京局 (東京都)	新宿局 (東京都)
さいたま局 (埼玉県)	千葉局 (千葉県)
横浜局 (神奈川県)	静岡局 (静岡県)
浜松局 (静岡県)	名古屋局 (愛知県)
大阪局 (大阪府)	京都局 (京都府)
神戸局 (兵庫県)	岡山局 (岡山県)
広島局 (広島県)	高松局 (香川県)
福岡局 (福岡県)	松江局 (島根県)

当社きものサービスセンター 3事業所

糸の匠センター (京都府)、日本和裁技術院 (京都府)

きものリフレッシュセンター (京都府)

当社お客様サポートセンター (お客様相談室) (東京都)

工場 株式会社はかた匠工芸 (福岡県)

店舗 男きもの専門店SAMURAI 2店 (東京都、京都府)

伊達☆プレイス (宮城県)

トキメキ♡ファーム (新潟県)

COCONGINZA (東京都)

(7) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
さ も の 関 連	100 (80) 名	4 (△13) 名
全 社 ( 共 通 )	22 (7)	12 (0) 名
合 計	122 (87)	16 (△13) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含む。) は、( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
98 (83) 名	0 (2) 名	43.9歳	6.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含む。) は、( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	945百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	800
株 式 会 社 り そ な 銀 行	708

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 9,002,000株  
 (3) 株主数 6,299名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 田 重 久	5,285,300株	58.71%
株 式 会 社 S B I 証 券	328,800	3.65
日 本 和 装 加 盟 店 持 株 会	241,100	2.67
日 本 和 装 ホールディングス社員持株会	203,000	2.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	150,000	1.66
Deutsche Bank AG London 610	65,700	0.72
一 ノ 瀬 久	44,800	0.49
日 本 和 装 講 師 持 株 会	39,300	0.43
奥 津 利 彦	36,500	0.40
と な み 織 物 株 式 会 社	36,000	0.39

(注) 1. 自己株式はありません。

2. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第8回ストックオプション	第8回ストックオプション 第3回割当
発行決議日		株主総会：平成26年3月28日 取締役会：平成26年3月28日	株主総会：平成26年3月28日 取締役会：平成27年3月26日
新株予約権の数		30個	250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の 払込金額		新株予約権と引換えに払い込み は要しない	新株予約権と引換えに払い込み は要しない
新株予約権の行使に 際して出資される 財産の価額		新株予約権1個当たり27,100円 (1株当たり271円)	新株予約権1個当たり26,700円 (1株当たり267円)
権利行使期間		平成28年3月29日から 平成30年3月28日まで	平成29年3月28日から 平成30年3月28日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数： 30個 目的となる株式数： 3,000株 保有者数： 3人	新株予約権の数： 250個 目的となる株式数： 25,000株 保有者数： 3人
	社外取締役	—	—

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員としての地位を喪失した場合、当該喪失以降、新株予約権を行使することができない。
2. 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
3. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 田 重 久	(注) 1
専務取締役	藤 永 新 一	加盟店担当
取 締 役	菅 野 泰 弘	管理本部長 ニチクレ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	道 面 義 雄	営業統括本部長
取締役（社外）	岡 田 晋	株式会社松風 代表取締役社長 (注) 2、3
取締役（社外）	片 山 昌 憲	CCCマーケティング株式会社 企画本部 エグゼクティブプロデューサー (注) 2、3
常勤監査役（社外）	小 田 孝 志	(注) 3
監査役（社外）	二反田 友 次	二反田公認会計士事務所 代表 (注) 3、4
監査役（社外）	三 好 豊	森・濱田松本法律事務所 弁護士 (注) 3

- (注) 1. 代表取締役社長吉田重久氏は、日本和装ダイレクト株式会社、Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社及び株式会社メインステージの代表取締役社長を兼職しております。
2. 取締役岡田晋氏、取締役片山昌憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役岡田晋氏、取締役片山昌憲氏、常勤監査役小田孝志氏、監査役二反田友次氏及び監査役三好豊氏と当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 監査役二反田友次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した役員はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 (うち社 締 外 取 締 役 役) ( )	6名 (2)	69百万円 (4)
監 (うち社 査 外 監 査 役 役) ( )	3 (3)	10 (10)
合 (うち社 外 役 員 計) ( )	9 (5)	79 (15)

(注) 臨時株主総会の決議（平成18年4月23日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与を除く）は年額300百万円以内であり、臨時株主総会の決議（平成15年10月16日改定）による監査役報酬限度額は年額50百万円以内であります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役岡田晋氏は、株式会社松風の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役片山昌憲氏はCCCマーケティング株式会社の企画本部エグゼクティブプロデューサーであります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役二反田友次氏は、二反田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役三好豊氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 田 晋	当事業年度開催の取締役会すべてに出席し、数多くの企業のコンサルティングにより培われた実務経験と、財務に関する専門的知識と、幅広い人脈に基づく実践的な視点で、当社の経営全般の意思決定に資する発言を行っています。
取 締 役	片 山 昌 憲	当事業年度開催の取締役会すべてに出席し、IT関連企業でのマネジメントにより培われた実務経験と、ITに関する専門的知識や幅広い人脈に基づく実践的な視点で、当社の経営全般の意思決定に資する発言を行っています。
常勤監査役	小 田 孝 志	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行っております。
監 査 役	二反田 友 次	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に会計監査に関する発言を行っております。
監 査 役	三 好 豊	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社グループでは、コンプライアンスの問題について、法令及び規程等の遵守についての考え方を「コンプライアンス規程」に定めるほか、関係規程等に反映させることとし、その運用に全社を挙げて取り組んでおります。

コンプライアンスに関する意識の向上と実践を求めることを目的に、フレーム対応部署が中心となり、各種テーマを設けて定期的に研修を開催し周知徹底を図っております。

コンプライアンスに関する問題への対応強化を目的とし、全般的な責任者として取締役の管理担当本部責任者を、営業関連の部分的な責任者として取締役の営業担当本部責任者を任命し、内部監査室とともに、当社グループのコンプライアンスの問題を日常業務レベルで監視する体制となっております。

内部監査は子会社も含めた全部署を対象に業務監査を計画的に実施しております。

その他、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する規程等について、整備状況・運用状況などを定期的に見直ししております。

「内部通報制度規程」に基づき、取締役や使用人の不正を発見した場合など、法令遵守に係る違反事実等を、通常の伝達ラインとは別に設けております。

顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士、監査法人及びコンサルタント等の助言を参考に、コンプライアンス体制の適正な確立及び運用に取り組んでおります。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できる体制となっております。

### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々な各種リスクの軽減及び回避のためリスク管理に必要な体制を整備し、諸問題発生時においては、情報の把握、集約及び共有化を図る観点から社内情報共有サイトのトップページに関連情報を掲載

するとともに、担当取締役の指示のもと、問題解決に向けての行動が即時にとられる体制となっております。また、当該リスクの顕在化によって経営に与える影響が小さくないと判断された場合は、速やかに取締役会において必要な対策を検討する体制となっております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定及び監督については取締役会が行い、また取締役会では、社外取締役や社外監査役を含め自由闊達な議論を重ねております。また当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にし、当社グループの取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回開催されており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、また、子会社の総務及び人事並びに経理及び財務の機能を当社の管理担当本部が担うことにより、当社の企業集団における業務の適正を確保することに努めております。

さらに取締役会で担当の取締役が当社子会社の業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また当社内部監査室が当社子会社へのモニタリング、監査を強化することにより当社グループ全体における適正な業務の運営を推進して参ります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が事前に協議することといたします。また、監査役が指定する補助すべき期間は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役3名のうち1名が常勤監査役として当社グループの動きを常時監視できる体制をとっており、当社及び当社子会社の取締役及び使用人

から必要に応じて随時報告を受ける体制となっております。

当社は、監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しての不利益な取扱いを禁じております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役社長は、必要に応じて面談し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めております。また、取締役及び使用人は、監査役が必要に応じて弁護士、公認会計士等から監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないこととなっております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループは、取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、一般社団法人日本経済団体連合会が定めた「企業行動憲章」の精神に則り、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との絶縁に努めております。

暴力団等の反社会的勢力への対応責任者として取締役の管理担当本部責任者を任命し、管理担当本部内に責任者等を置いて、公安委員会等が実施する講習会を受講するなど、問題を処理できる人材の育成に努めております。

各契約企業、加工業者及び小物メーカーの新規の取引開始、業務委託契約時など外部の者との継続的な取引を開始するに当たっては、専用の調査システムを用い、必要に応じて民間の調査機関に委託して反社会的勢力との繋がりが無いかを調査しております。

暴力団又は暴力団員と思しき者からアプローチがあった場合は、ただちに対応責任者に報告されるシステムを構築しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従って実施することとしております。また当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に当たって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きを定め、これに従うこととしております。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、重要な不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努めることとしております。

経営者に求められている有効な内部統制の整備及び運用並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐する組織を設けて万全の対応をとることとしております。

## (2) 体制の運用状況の概要

- ① 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また、新規の取引開始・使用人の雇用等において、反社会的勢力との繋がりが無いことを確認いたしました。
- ② 監査役会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、会計監査人、内部監査室等の内部統制に係る組織と双方向的な情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングするとともに、常勤監査役においては、当社グループの各拠点に赴き内部統制の整備・運用状況を確認いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ コンプライアンスに関する意識の向上と実践を求めることを目的とした社員教育を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主尊重の立場から、株主利益を守り継続かつ安定した配当を実施することが経営の重要な要素であると認識しており、配当に対する基本的な考え方としております。今後も中長期的な事業展開を考慮し、経営基盤の安定を図るための内部留保の確保にも配慮しつつ、業績動向等を総合的に勘案して、株主様への利益還元策を検討してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前期の1株当たり3円から4円増配の1株当たり7円とさせていただきます。これにより、すでに実施済みの中間配当金4円と合わせ、当事業年度の年間配当金は1株当たり11円となりました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,949,788</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,184,437</b>
現金及び預金	2,011,488	営業未払金	31,676
営業未収入金	167,404	短期借入金	2,259,380
割賦売掛金	4,122,518	未払金	72,671
たな卸資産	163,839	未払費用	87,233
前払費用	174,427	未払法人税等	92,936
繰延税金資産	21,078	未払消費税等	46,507
未収入金	280,437	前受金	358,622
その他	58,280	営業預り金	42,657
貸倒引当金	△49,686	割賦利益繰延	138,869
<b>固定資産</b>	<b>695,292</b>	リース債務	20,417
<b>有形固定資産</b>	<b>294,297</b>	その他	33,462
建物	209,318	<b>固定負債</b>	<b>1,856,919</b>
土地	63,762	長期借入金	1,820,886
その他	21,217	リース債務	29,033
<b>無形固定資産</b>	<b>80,341</b>	その他	7,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>320,653</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,041,356</b>
投資有価証券	40	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	291,724	<b>株主資本</b>	<b>2,601,909</b>
繰延税金資産	14,937	資本金	459,634
その他	13,950	資本剰余金	336,487
<b>資産合計</b>	<b>7,645,081</b>	利益剰余金	1,805,787
		その他の包括利益累計額	△9,660
		為替換算調整勘定	△9,660
		<b>新株予約権</b>	<b>9,361</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,113</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,603,724</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>7,645,081</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,246,474
売 上 原 価		591,623
売 上 総 利 益		4,654,851
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,156,327
営 業 利 益		498,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	99	
受 取 保 険 金	1,008	
そ の 他	7,505	8,613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,748	
支 払 手 数 料	25,962	
そ の 他	7,471	63,182
経 常 利 益		443,955
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		443,955
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	132,827	
法 人 税 等 調 整 額	25,639	158,467
当 期 純 利 益		285,487
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4,385
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		281,101

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	459,634	336,487	1,591,441	2,387,563
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△63,014	△63,014
親会社株主に帰属する当期純利益			281,101	281,101
連結範囲の変動			△3,742	△3,742
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	214,345	214,345
当 期 末 残 高	459,634	336,487	1,805,787	2,601,909

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△10,637	△10,637	9,386	-	2,386,312
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△63,014
親会社株主に帰属する当期純利益					281,101
連結範囲の変動					△3,742
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	977	977	△24	2,113	3,066
当 期 変 動 額 合 計	977	977	△24	2,113	217,412
当 期 末 残 高	△9,660	△9,660	9,361	2,113	2,603,724

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称 ニチクレ株式会社

株式会社はかた匠工芸

日本和装ダイレクト株式会社

株式会社メインステージ

Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社

NIHONWASOU USA,INC.

Nihonwasou (Thailand) Co.,Ltd.

NIHONWASOU VIETNAM Co.,Ltd.

Nihonwasou Trading Co.,Ltd.

NIHONWASOU FRANCE SAS

連結範囲の変更 株式会社メインステージは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法を採用しております。

製品及び仕掛品 移動平均法による原価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 ～ 24 年

そ の 他 2 ～ 15 年

無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

(リース資産を除く) (5年)に基づいております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づく手数料売上高は当社の受託業務が完了した日に計上しております。  
割賦販売斡旋に基づく収益は、支払期日到来の割賦債権に対応する未経過利益は割賦利益繰延として、繰延処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

従業員の退職金制度について 当社及び国内連結子会社の従業員の退職金制度については、公益財団法人東法連特定退職金共済会の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。また、在外連結子会社については、従業員の退職金制度を設けておりません。

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) (表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」(当連結会計年度は3,399千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(6) (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

割賦売掛金	1,182,758千円
土地	63,762千円

② 担保に係る債務

短期借入金	607,478千円
長期借入金	583,954千円
合計	1,191,432千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 442,399千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,002,000株	一株	一株	9,002,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年2月13日 取締役会	普通株式	27,006	3	平成28年12月31日	平成29年3月14日
平成29年7月31日 取締役会	普通株式	36,008	4	平成29年6月30日	平成29年9月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	63,014	7	平成29年12月31日	平成30年3月13日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 245,000株

### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、短期的な運転資金については主に銀行借入等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業未収入金及び割賦売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。また、短期借入金、長期借入金及び社債は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権のうち営業未収入金については、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収が遅延した場合には督促など早期回収のための取り組みが行われております。割賦売掛金については、信用情報機関への照会により回収可能性を検討したうえで与信を行っております。また、敷金及び保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、入居後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループにおける資金管理は当社が集中的に行っており、それらの情報を基に資金繰り管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価のうち、市場価格がないものについては、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	2,011,488千円	2,011,488千円	一千円
(2)営業未収入金	167,404	167,404	
(3)割賦売掛金	4,122,518		
貸倒引当金	△49,686		
割賦売掛金（純額）	4,072,832	4,064,695	△8,136
(4)未収入金	280,437	280,437	—
(5)敷金及び保証金	291,724	292,196	472
資産計	6,823,885	6,816,220	△7,664
(1)短期借入金(注) 1.	835,000	835,000	—
(2)未払金	72,671	72,671	—
(3)長期借入金(注) 2.	3,245,267	3,245,267	—
負債計	4,152,937	4,152,937	—

(注) 1. 1年以内に返済予定の長期借入金を含めておりません。

2. 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

### 3. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 割賦売掛金

期末現在の残高について、回収可能性を加味した元利金の見積キャッシュ・フローを新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

- (5) 敷金及び保証金

期末現在の残高について、返還期日までのキャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値を時価としております。

#### 負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した金額を時価としております。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 287円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 31円23銭  |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,237,964</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>633,397</b>
現金及び預金	1,791,117	営業未払金	23,941
営業未収金	183,359	短期借入金	5,000
前払費用	150,034	リース債務	20,032
関係会社短期貸付金	3,718	未払金	68,593
未収金	98,280	未払費用	73,280
繰延税金資産	4,866	未払法人税等	45,814
その他	6,589	未払消費税等	39,924
<b>固 定 資 産</b>	<b>750,739</b>	前受金	265,460
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>223,610</b>	営業預り金	42,657
建物	207,131	その他	48,693
車両運搬具	4,240	<b>固 定 負 債</b>	<b>73,709</b>
工具、器具及び備品	12,238	リース債務	26,709
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>63,859</b>	関係会社事業損失金 当	40,000
ソフトウェア	63,527	その他	7,000
その他	331	<b>負 債 合 計</b>	<b>707,106</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>463,269</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	106,000	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,278,473</b>
敷金及び保証金	287,235	資 本 金	459,634
関係会社長期貸付金	127,993	資 本 剰 余 金	336,409
繰延税金資産	14,770	資 本 準 備 金	336,409
その他	1,266	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,482,430</b>
貸倒引当金	△73,996	利 益 準 備 金	3,114
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,988,704</b>	その他利益剰余金	1,479,315
		繰越利益剰余金	1,479,315
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>3,124</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,281,597</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,988,704</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年 1月 1 日から)  
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,698,549
売 上 原 価		381,850
売 上 総 利 益		4,316,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,026,481
営 業 利 益		290,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	72	
技 術 指 導 料 収 入	13,871	
そ の 他	6,662	20,605
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	277	
為 替 差 損	757	
固 定 資 産 除 却 損	2,592	
そ の 他	271	3,899
経 常 利 益		306,923
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,081	
関 係 会 社 整 理 損	14,586	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24,996	43,663
税 引 前 当 期 純 利 益		263,259
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,969	
法 人 税 等 調 整 額	38,984	96,954
当 期 純 利 益		166,305

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	459,634	336,409	336,409	3,114	1,376,024	1,379,138	2,175,182	3,148	2,178,331
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△63,014	△63,014	△63,014		△63,014
当期純利益					166,305	166,305	166,305		166,305
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)								△24	△24
当期変動額合計	-	-	-	-	103,291	103,291	103,291	△24	103,266
当 期 末 残 高	459,634	336,409	336,409	3,114	1,479,315	1,482,430	2,278,473	3,124	2,281,597

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
    - その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
  - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。  
なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
    - 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 ～ 24 年
車両運搬具	6 年
工具、器具及び備品	2 ～ 15 年
  - ② 無形固定資産
    - 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 関係会社事業損失引当金
    - 関係会社の事業損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 売上高の計上基準
    - 各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づく手数料売上高は、当社の受託業務が完了した日に計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 従業員の退職金制度
    - 従業員の退職金制度については、公益財団法人東法連特定退職金共済会の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。
  - ② 消費税等の会計処理
    - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 35,613千円 |
| 短期金銭債務 | 56,623千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 406,477千円
- (3) 債務保証 1,742,220千円  
ニチクレ株式会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

## 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 特別損失に計上している貸倒引当金繰入額24,996千円は、関係会社に対する債権に係る貸倒引当金繰入額73,996千円及び投資損失引当金戻入益45,000千円等を相殺した純額で表示しております。
- (2) 関係会社との取引高
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ①売上高              | 791,966千円 |
| ②仕入高              | 161,098千円 |
| ③販売費及び一般管理費       | 276,146千円 |
| ④関係会社との営業取引以外の取引高 |           |
| 技術指導料収入           | 13,871千円  |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項  
該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額等であります。なお、繰延税金資産から控除している金額(評価性引当金)は123,198千円であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員兼任	事業上の関係				
子会社	ニチクレ株式会社	100,000千円	割賦販売業、 斡旋業、 金銭貸付業	100(-)	1名	割賦販売業に係る役務の受入れ	クレジットに基づく販売代金の精算	2,732,376 (注) 1	-	-
						債務保証	銀行借入についての債務保証			
子会社	株式会社はかた匠工芸	108,850千円	織物の製造販売	77.2(-)	-	当社サービスの提供	販売仲介手数料の受取	570,334	-	-
子会社	Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社	50,000千円	海外子会社の株式保有と経営管理	100(-)	1名	資金の援助	資金の貸付	-	関係会社長期貸付金	108,400

(注) 1. ニチクレ株式会社(旧会社名日本和装クレジット株式会社、以下同じ)とのクレジット契約に基づく販売代金の精算金額については消費税等を含んでおりますが、それ以外の取引金額には消費税等を含んでおりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① ニチクレ株式会社のクレジット契約に基づく販売代金の精算については、同業他社の取引条件を勘案して決定しております。
- ② ニチクレ株式会社への債務保証については、保証料を収受しておりません。
- ③ 株式会社はかた匠工芸に対する販売仲介手数料の受取については、同業他社の取引条件を勘案して決定しております。
- ④ 株式会社はかた匠工芸との取引金額には、消費税等が含まれておりません。
- ⑤ Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社に対する貸付金については、無利息としております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	253円11銭
(2) 1株当たり当期純利益	18円47銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 次 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本和装ホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本和装ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川畑 秀 和 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本和装ホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月23日

日本和装ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	小 田 孝 志	㊟
監 査 役（社外監査役）	二反田 友 次	㊟
監 査 役（社外監査役）	三 好 豊	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

将来の経営体制の強化に備え、現行定款第22条の役付取締役に、取締役会長を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2 取締役会の決議によって、取締役社長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 3 取締役社長は、業務の執行を統括し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。	(代表取締役及び役付取締役) (現行どおり) 2 取締役会の決議によって、 <u>取締役会長、</u> 取締役社長各1名、 <u>取締役副社長、</u> 専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 3 取締役社長は、業務の執行を統括し、 <u>取締役会長、</u> 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	よし だ しげ ひさ 吉 田 重 久 (昭和37年11月8日生)	昭和61年7月 有限会社デリコ（現当社）設立 代表取締役 昭和62年11月 個人にて九州和装振興協会を創業 平成15年10月 株式会社ヨシダホールディングス (現当社) 代表取締役社長（現任） 平成19年5月 日本和装クレジット株式会社 (現 ニチクレ株式会社) 代表取締役社長 平成25年11月 日本和装ダイレクト株式会社 代表取締役社長（現任） 平成26年9月 Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社 代表取締役社長（現任） 平成28年3月 株式会社メインステージ 代表取締役社長（現任）	5,285,300株
2	かん の やす ひろ 菅 野 泰 弘 (昭和47年4月24日生)	平成12年4月 東北和装振興協会（現当社）入社 平成15年9月 株式会社吉田商店（現当社）監査役 平成15年12月 株式会社ヨシダホールディングス (現当社) 入社 平成17年10月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役経理担当執行役員 平成21年3月 日本和装クレジット株式会社 (現 ニチクレ株式会社) 取締役 平成27年1月 当社取締役管理本部長（現任） 平成28年3月 日本和装クレジット株式会社 (現 ニチクレ株式会社) 代表取締役社長（現任）	6,900株
3	どう めん よし お 道 面 義 雄 (昭和61年9月11日生)	平成20年7月 当社広島局 入社 平成28年1月 当社第五営業部 部長 平成28年3月 当社取締役 平成29年3月 当社取締役営業統括本部長（現任）	2,600株

候補者番号	ふ り が な (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
※4	こん どう み ち こ 近 藤 美知子 (昭和23年5月18日生)	昭和42年4月 第三銀行株式会社 名古屋支店 入社 平成13年4月 健勝苑グループ 熱愛会 入社 平成17年10月 当社 きもの講師 (業務委任契約) (現任)	一株
※5	お ば ま な お と 小 浜 直 人 (昭和40年8月19日生)	平成1年4月 ソロモンブラザーズアジア証券会社 入社 平成10年8月 クレディ・スイス・ファースト・ボ ストン証券会社 東京支店投資銀行 本部ディレクター 平成14年5月 みずほ証券株式会社 経営企画部マネージャー 平成14年11月 日本産業パートナーズ株式会社 マネージング・ディレクター 平成17年1月 オリナスキャピタルホールディン グス アジアホンコンリミテッド 東京支店日本統括執行役員 平成17年4月 同上 日本における代表者 平成19年6月 京都きもの友禅株式会社 取締役 平成22年6月 京都きもの友禅株式会社 代表取締 役社長 平成23年5月 株式会社オフィス小浜 代表取締役 (現任)	一株
※6	やす だ のり お 安 田 憲 生 (昭和45年11月15日生)	平成11年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責 任監査法人) 入所 平成18年8月 アーンストアンドヤングトランザク ションアドバイザーサービス株式 会社 入社 平成20年3月 公認会計士川北博・徳永信事務所 入所 平成22年11月 安田憲生公認会計士事務所設立 平成25年10月 クリニカル・プラットホーム株式会社 監査役 (現任) 平成29年6月 株式会社アクア 監査役 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 吉田重久氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
  4. 小浜直人氏及び安田憲生氏は、社外取締役候補者であります。
  5. 小浜直人氏を社外取締役候補者とした理由は、投資会社における投資先の経営管理で培われた、豊富な経験と高い見識、あわせて、着物関連企業の経営者としての経験を、当社の経営全般の意思決定に有効的にかかしていただくためであります。
  6. 安田憲生氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知見や、企業評価・M&Aコンサルティング等の実務経験に基づく実践的な視点を、当社の経営全般の意思決定に有効的にかかしていただくためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  7. 小浜直人氏及び安田憲生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
  8. 小浜直人氏及び安田憲生氏が選任された際には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役二反田友次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 数
にたん だとも つべ 二反田 友次 (昭和35年5月22日生)	昭和60年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査 法人トーマツ) 入所 平成5年9月 二反田公認会計士事務所開設 平成17年6月 当社監査役(現任)	2,500株

- (注) 1. 二反田友次氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 二反田友次氏は、社外監査役候補者であります。
3. 二反田友次氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の前身である九州和装振興協会の頃に税務顧問として従事いただいたこともあり、公認会計士としての専門的見地から、取締役の職務の執行を監査していただくためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 二反田友次氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年9ヶ月となります。
5. 当社は二反田友次氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1)インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2)パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3)携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4)インターネットによる議決権行使は、平成30年3月27日（火曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたら、5. に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1)議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場：野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール  
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
日本橋室町野村ビル YUITO 6階

本総会は、開催場所が昨年と異なります。ご注意ください。



### 交通のご案内

地下鉄－東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅 (A 9 出口方面) 徒歩約 1 分

地下鉄－東京メトロ 半蔵門線 三越前駅 (B 4 出口) 徒歩約 5 分

J R 線－総武本線 新日本橋駅 (1 番出口) 徒歩約 4 分

半蔵門線・銀座線三越前駅、JR新日本橋駅からは、**地下道でYUITOに直結**しています。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。